

第3次健康くまもと21基本計画の策定について

【健康づくり推進課】

1 概要（策定の根拠）

＜健康増進に関すること＞

健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として、本市における健康づくりの指針とするもの。

＜食の安全安心と食育推進に関すること＞

食品安全基本法第7条に基づき本市の食の安全安心に関する施策の方向性を示すとともに、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として「食の安全安心の確保」と「食育の推進」に関する基本指針を定めるもの。

＜歯科保健に関すること＞

熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第1項及び歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項に基づく「歯科保健基本計画」として、本市の歯科口腔保健推進に関する施策等を定めるもの。

2 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)

3 主な内容（ポイント）

「第3次健康くまもと21基本計画」は、熊本市における総合的な健康づくりの指針として「健康増進計画」、「食の安全安心・食育推進計画」、「歯科保健基本計画」の3つの計画を一体的に策定する。

4 策定の進め方

- (1) 医療関係者、学識者、関係団体、市民代表等により構成される「健康くまもと21基本計画策定委員会」で計画案を審議
- (2) 市民アンケートの結果等を計画案に反映
- (3) パブリックコメントの実施等

5 スケジュール

1月	健康くまもと 21 推進会議(策定スケジュール等説明)
5月	市民アンケート実施
6月	令和 5 年第 2 回厚生委員会(概要説明)
7月	健康くまもと 21 基本計画策定委員会(概要説明)
8月	健康くまもと 21 基本計画策定委員会(骨子案審議)
9月	令和 5 年第 3 回定例会厚生委員会(骨子案報告)
10~11月	健康くまもと 21 基本計画策定委員会(素案審議)
12 月	令和 5 年第 4 回定例会厚生委員会(素案報告)
12~1月	パブリックコメント
2 月	健康くまもと 21 推進会議(最終案報告)
3月	令和 6 年第 1 回定例会厚生委員会(最終案報告)